



旅行者に対する行政処分を行いました

旅行業法（昭和27年法律第239号）第19条第1項の規定により、下記のとおり旅行者に対する行政処分を行いました。

1 被処分者

名称 株式会社国際ホリデイ
代表取締役 岸田 直博
住所 上田市下之条211番地18
登録番号 長野県知事登録旅行業 第3-354号

2 処分の内容

旅行業法（以下「法」という。）第19条第1項の規定による旅行業登録の取消し

3 処分決定日

令和7年3月4日

4 処分の理由

被処分者の役員が禁固以上の刑に処せられることが令和7年1月に確定した。

このことにより、被処分者が法第6条第1項第7号に規定する登録の拒否要件に該当するに至ったため（法第19条第1項第2号該当）

観光スポーツ部山岳高原観光課総務係
（担当）柿崎、池田
電話 026-235-7250（直通）
FAX 026-235-7257
E-mail ryokogyo@pref.nagano.lg.jp